第五十八条第二号中「すべて」を「全て」に、「その通」を「逐通」に改める。

様式第五十の三を次のように改める。

様式第50の3（第57条関係）

重大な事故報告書（詳報）

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合には、当該担当部署名等を記載すること。）

発生年月日及び時刻		復旧年月日及び時刻	
発生場所			
事故の全体概要			
事故の原因となつた電気通信設備の概要			
発生状況			
措置模様（事故対応状況）			
発生原因			
再発防止策			
利用者対応状況			
関連する基準及び規程			
関連する事故の発生傾向			
電気通信設備統括管理者の氏名			
事故の対策を確認した電気通信主任技術者の氏名及び資格の種別			

注１　「発生場所」の欄は、当該事故の原因となつた電気通信設備の設置場所（住所・建物名等）を記載すること。

２　「事故の原因となった電気通信設備の概要」の欄は、当該電気通信設備の名称等を記載し、設備構成図等を添付すること。

３　「発生状況」の欄は、当該事故が影響を与えた電気通信役務の概要、利用者数及び地域を記載すること。この場合において、当該事故が断続的に発生したこと等により記載内容が時間によつて変化した場合には、それぞれの内容を記載すること。

４　「措置模様（事故対応状況）」の欄は、当該事故の発生時、認知時、復旧作業経過及び後日対応等に応じた措置模様を、日時及び対応者とともに記載すること。

５　「発生原因」の欄は、当該事故の発生の原因となった電気通信設備又は行為がどのような影響を与えて事故を発生させたのか記載し、大規模化・長時間化した原因についても記載すること。また、当該事故の発生した設備の管理工程（設計、工事、維持・運用）についても記載すること。

６　「再発防止策」の欄は、当該事故に係る再発防止策及び同様の事故の発生を防ぐための再発防止策並びにそれらの実施完了日又は実施予定時期を記載すること。

７　「利用者対応状況」の欄は、利用者からの申告（苦情を含む。）数並びに当該事故に係る広報の手段（ホームページの掲載、報道発表等）、日時及び内容を記載すること。

８　「関連する基準及び規程」の欄は、当該事故に関連する基準及び規程がある場合には、それに対応する対応方針等を記載すること。

９　「関連する事故の発生傾向」の欄は、当該事故に関連した過去の事故がある場合には、その事故の概要を記載すること。

10　「電気通信設備統括管理者の氏名」の欄は、電気通信設備統括管理者の選任を必要としない場合又は報告に係る事故が電気通信設備統括管理者が管理する事業用電気通信設備以外の電気通信設備の故障が原因で発生した場合には、記載を要しない。

11　「事故の対策を確認した電気通信主任技術者の氏名及び資格の種別」の欄は、法第45条第１項ただし書の規定により電気通信主任技術者を選任しない場合には、電気通信主任技術者規則第３条の２第１項又は第２項の規定により配置する者の氏名を記載することとし、資格の種別の記載を要しない。また、電気通信主任技術者の選任を必要としない場合又は報告に係る事故が電気通信主任技術者が管理する事業用電気通信設備以外の電気通信設備の故障が原因で発生した場合には、記載を要しない。

12　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○総務省令第三十号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日　総務大臣　山本　早苗

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

様式第二十七を次のように改める。

様式第27（第７条の３関係）

事故発生状況報告

年　月分から
年　月分まで

事業者名
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
電気通信設備統括管理者の氏名
電気通信主任技術者の氏名